

内閣府独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者：北方領土問題対策協会 理事長 1 名
沖繩科学技術研究基盤整備機構 理事 1 名（総務部、施設企画グループ、研究事業部担当）
(計 2 名)
- ・ 業績勘案率（案）：北方領土問題対策協会理事長については 1.0
沖繩科学技術研究基盤整備機構理事については 0.9

2 業績勘案率の決定方法

- ・ 業績勘案率の決定方法は、「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）」（以下「内閣府評価委決定」という。）に基づくものであり、当内閣府評価委決定は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）（以下「当分科会決定」という。）に沿っている。（別紙 2 及び下表）
- ・ 具体的には、内閣府評価委決定では、退職役員の内閣府在職期間に対応する年度評価を基本として基準業績勘案率を求め、更に当該役員の内閣府に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮した上で、業績勘案率を決定する方式をとっている。
- ・ 上記 2 法人 2 人の退職役員に係る業績勘案率（案）についても、内閣府独立行政法人評価委員会の関係分科会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率（案）を最終決定している。（別紙 1）

3 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、当分科会決定に沿った方法により決定しており、妥当なものと認められることから「意見なし」と致したい。

（補足説明）別紙 2 の「内閣府評価委決定」の主な内容は、次のとおり。

「当分科会決定」における方針	「内閣府評価委決定」における決定方法
2 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、……以下の観点から厳しく検討を行う。	1.0 を超える業績勘案率の決定に当たっては、独法評価分科会の方針に掲げる各観点に留意することを明記している。
2-① 退職役員の内閣府在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。 2-③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウエイト付けが適切であること。	実績評価の評定を点数化し、換算表に基づき各事業年度の基準値を決定。事業年度ごとの在職月数に応じて基準値を加重平均して業績勘案率を算定することとしている。 この算定方法は中期計画を達成することを標準形としており、年度評価「A」（満足のいく実施状況）に対応する基準値が「1.0」とされている。
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定することとしている。
2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	職責が明らかな役員については、職責に係る項目に基づいて算出することとしている。

(別紙 1)

内閣府独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	年度評価実施期間等の基準値に在職月数に応じて加重平均した値	退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない当該年度の基準値	調整 特段の 貢献度等	
北方領土問題対策協会	理事長	H16. 1. 1～H20. 7. 20	H15. 10. 1～	1. 0	1. 0	なし	1. 0
沖縄科学技術研究基盤整備機構	理事	H17. 9. 1～H19. 4. 13	H17. 9. 1～	1. 0	1. 0	あり※	0. 9

※ 沖縄科学技術研究基盤整備機構の理事に係る業績勘案率については、内閣府独立行政法人評価委員会において、機構が過去に行った調達に関して法令に基づく公表が行われず透明性の確保が十分になされなかったこと等の事実があったことなどを踏まえ、業績勘案率を変更するべき特段の事情に該当すると判断したものの。

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年8月23日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

- (1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が1年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については1.0を基準業績勘案率とする。

- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。
- (3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附 則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法（A+～Dの5段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A+ = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5.0	2.0	3.2以上3.5未満	0.9
4.9以上5.0未満	1.9	2.9以上3.2未満	0.8
4.8以上4.9未満	1.8	2.6以上2.9未満	0.7
4.7以上4.8未満	1.7	2.3以上2.6未満	0.6
4.6以上4.7未満	1.6	2.0以上2.3未満	0.5
4.5以上4.6未満	1.5	1.8以上2.0未満	0.4
4.4以上4.5未満	1.4	1.6以上1.8未満	0.3
4.3以上4.4未満	1.3	1.4以上1.6未満	0.2
4.2以上4.3未満	1.2	1.2以上1.4未満	0.1
4.1以上4.2未満	1.1	1.2未満	0.0
3.5以上4.1未満	1.0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会
委員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

「内閣府所管独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「内閣府所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成 20 年 8 月 29 日付け）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見はありません。